

静岡県告示第486号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月8日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前			改正後		
3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域			3 条例第3条第6号及び第7号に規定する区域		
(1) 道路			(1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
小山町 道用沢 大御神 線	(略)	(略)	小山町 道用沢 大御神 線	(略)	(略)
			<u>小山町道3078号線</u>	<u>全区間</u>	<u>左記に指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域</u>
			<u>小山町道3099号線</u>	<u>小山町道3078号線との南側交差点から北側交差点までの区間</u>	<u>〃</u>
(2) (略)			(2) (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年8月10日から施行する。